事故発生の防止のための指針

社会福祉法人　福音会

事故発生の防止のための指針

１．事故防止に関する基本的考え方

事故予防の意識を高めて事故を未然に防止すると共にヒヤリハット報告及び事故報告についてはリスク分析し、再発防止策を講じて利用者に安全な生活環境を提供することを目的とする。

２．安全管理委員会に関する事項

介護事故発生の防止等に取り組むにあたって「安全管理委員会」を設置する。

１）設置の目的

事故防止に関する意識を高め利用者に安全・安心な生活環境を提供することを目的とする。

２）安全管理委員会の構成員と委員会の目的達成の責任者

構成員

・特別養護老人ホーム施設長
・ケアハウス施設長
・グループホーム管理者
・総施設長が指名した主任
・主任、管理者、副主任又はフロアリーダーが指名した職員

責任者

・安全管理委員会の委員長

３）安全管理委員会の開催

定例会は、６、９、12、３月の第４金曜日に開催する。ただし、委員長の判断により、臨時に開催することができる。

３．安全管理委員会の役割

１）事故防止にかかる啓発及び情報提供に関する事項
２）ヒヤリハット・事故の原因究明及び防止策並びに安全管理体制の改善方法に関する事項
３）事故防止及び安全対策の実施に関する事項
４）その他安全管理に関する事項

４．職員研修

当施設では、事故防止に対して継続して行う研修が重要と考え、安全管理委員会が中心となりリスクマネジメントを含めて隔月に１回程度事故防止の研修を行う。

５．介護事故の報告等と事故防止へ向けての改善方法

１）事故報告システムの確立と適宜改正

事故の状況やリスクについて、的確に情報収集するため、ヒヤリハット事例や事故報告を必ず作成し、病院受診等が発生した事例や誤薬、離設に関しては、北九州市に報告する。

ヒヤリハット事例報告書、事故報告書については、事故の分析結果に基づき適宜必要な事項の追加など改善を行う。

２）事故原因の客観的な分析

事故原因と再発防止策については、関係職種の職員による客観的な分析を行う。

３）改善策の周知徹底

介護事故が発生した際については、速やかに再発防止策を周知する。

６．介護事故発生の対応

介護事故が発生した際には、次のとおり迅速に対応し、その処置については、マニュアルに従って行動する。

１）当該利用者への対応

事故が発生した場合、当該利用者の安全確保と確認を最優先する。その後、速やかに関係部署、家族連絡、必要な処置を取るものとし、医療機関への受診が必要と判断される場合には迅速に対応する。

２）事故状況の把握

関係職員は、事故の状況を客観的(事実関係のみ)に事故報告書を作成する。

３）関係者への連絡と報告

関係職員からの連絡に基づき、利用者の家族、居宅支援の利用者の場合は担当ケアマネージャー、その他関係機関へ連絡を速やかに行う。

４）損害賠償

損害等の必要が生じた場合は、当施設が加入する損害賠償保険で対応する。

７．入居者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者・家族・職員等がいつでも自由に閲覧できるようにホームページで公表します。

附則　　本指針は、令和５年４月１日より施行する。